

令和元年（2019年）

第2回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和元年（2019年）6月27日 開催

大阪狭山市教育委員会

第2回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和元年（2019年）6月27日（木）

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

| | |
|-------|----------|
| 長谷 雄二 | 教育長 |
| 山崎 貢 | 教育長職務代理者 |
| 田川 宜子 | 委員 |
| 河合 洋次 | 委員 |
| 井上 寿美 | 委員 |

出席事務局の職員

| | |
|--------|--------------------------|
| 山崎 正弘 | 教育部長 |
| 酒匂 雅夫 | 教育部理事 |
| 松本 幸代 | こども政策部長 |
| 谷 義浩 | 教育部次長兼歴史文化グループ課長 |
| 尾島 肇 | 教育部副理事兼学校教育グループ課長 |
| 中森 祐次 | 教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長 |
| 北野 真也 | 教育総務グループ課長 |
| 寺本 芳之 | 学校給食グループ課長 |
| 井上 知久 | 子育て支援グループ課長 |
| 浜口 亮 | 保育・教育グループ課長 |
| 隅田 よし子 | 学校教育グループ参事 |
| 酒谷 由紀子 | 学校教育グループ参事 |
| 上尾 悦男 | 社会教育・スポーツ振興グループ参事 |
| 吉井 克信 | 歴史文化グループ参事 |
| 湯川 幹子 | 子育て支援グループ参事 |
| 山本 美由紀 | 子育て支援グループ参事 |

書記

| | |
|-------|--------------|
| 荒川 郁代 | 教育総務グループ課長補佐 |
| 御田 青波 | 教育総務グループ主査 |

議事日程

開会

教育長報告

議事

- 日程第1 議案第4号 大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第2 報告第5号 大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動について
- 日程第3 報告第6号 大阪狭山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について
- 日程第4 報告第7号 大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱について

閉会

- 各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年第2回大阪狭山市教育委員会定例会議を始めます。

進行を、長谷教育長、よろしく申し上げます。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまより令和元年第2回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、山崎教育長職務代理者及び田川委員を指名いたします。

教育長報告につきましては、一覧表にしております。

主な報告につきましては、5月31日から6月11日の間、各学校訪問を行いました。訪問内容は、学校長の目標設定面談及び学校環境視察、授業視察、そして、それぞれの小・中学校の不登校の実態について聞き取りをいたしました。

6月3日、第五次大阪狭山市総合計画の策定に係る学識者懇談会に出席いたしました。

6月15日、大阪狭山市子ども会育成連絡協議会のソフトボール大会の開会式で挨拶をいたしました。

6月16日、母子寡婦福祉会総会で挨拶を行いました。

主な活動報告については、以上でございます。

ただいまの私の報告につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第4号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

谷次長。

教育部次長兼歴史文化グループ課長（谷 義浩）

それでは、議案第4号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱についてご承認いただきたく、次のとおり提出いたします。

大阪狭山市文化財保護条例に基づきまして設置しています大阪狭山市文化財保護審議会の委員につきまして、資料2ページに記載しております藪田貫氏ほか6名につきまして、委嘱期間が満了となることから、再任として委嘱させていただきたく、承認をお願いするものでございます。

委嘱期間は、令和元年7月23日から令和3年7月22日までの2年でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご承認願いたくお願い申し上げます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第1、議案第4号、大阪狭山市文化財保護審議会委員の委嘱については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第5号、大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第5号、大阪狭山市教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明をさせていただきます。

お手元に別途資料をお配りさせていただいておりますのでご覧ください。

来月、7月1日付にて、教育委員会の機構改革によりこども政策部に、新たに放課後こども支援グループが新設されることに伴います人事異動でございますが、正式な内示が行われましたので、ご報告をさせていただきます。

教育部社会教育・スポーツ振興グループの上尾参事が課長に昇任され、こども政策部放課後こども支援グループの課長に就任されます。

以上、簡単ではございますが、人事異動の説明とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

この際ですので、上尾参事、何か一言あれば、よろしく。

社会教育・スポーツ振興グループ参事（上尾悦男）

先日、こども政策部放課後こども支援グループ課長を拝命いたしました上尾でございます。

何分不慣れで不安な点が多いんですけども、教育委員の皆様方からのご指導、アドバイスをいただきながら、日々の業務を務めてまいりますので、どうぞご支援よろしくお願いいたします。

教育長（長谷雄二）

よろしく申し上げます。

続きまして、日程第3、報告第6号、大阪狭山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

報告第6号、大阪狭山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

この委員会につきましては、大阪狭山市附属

機関設置条例の規定に基づいて規則を定めております。

任期は1年間で、今回の委嘱期間は、令和元年7月1日から令和2年6月30日でございます。

大阪狭山市就学支援委員会は、年間3回程度の定例会の実施を通しまして、来年度、大阪狭山市立学校に就学を予定している障がいのある子どもたちについて、一人一人の教育的ニーズや本人や保護者の意向を踏まえまして、よりよい教育を行うための合理的配慮や基礎的環境整備について検討してまいります。

今年度、委嘱及び任命予定の委員の方々につきましては、5ページにございますとおりであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議につきまして、よろしくお願いたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの担当の説明について、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第6号、大阪狭山市就学支援委員会委員の委嘱及び任命については、承認されました。

続きまして、日程第4、報告第7号、大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

中森課長。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

それでは、報告第7号、大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱についてご説明いたします。

資料は6ページから35ページまでとなっております。ご覧ください。

まず、本要綱は、子どもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通した安心して過ごせる居場所づくりを行う事業の実施に要する経費の助成を行うことにより、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を促進することを目的とするとともに、児童の放課後等の居場所の選択肢を広げるため、制定するものでございます。

次に、要綱制定の概要でございます。

第1条につきましては、本要綱の制定の趣旨を規定しております。第2条は、補助対象事業について規定しております。第3条は、補助対象団体について規定しております。第4条は、補助対象期間について規定しております。第5条は、補助対象経費について規定しております。第6条は、補助金額について規定しております。第7条は、補助金の交付申請について規定しております。第8条は、審査について規定しております。第9条は、補助金の交付決定について規定しております。第10条は、情報の公表について規定しております。第11条は、補助事業の変更等について規定しております。第12条は、関係書類の整備等について規定しております。第13条は、報告及び調査等について規定しております。第14条は、実績報告等について規定しております。第15条は、補助金額の確定について規定しております。第16条は、補助金の請求について規定しております。第17条は、補助金の交付について規定しております。第18条は、補助金の概算払について規定しております。第19条は、交付決定の取消し等について規定しております。第20条は、補助金の返還について規定しております。第21条は、委任について規定しております。

附則といたしまして、この要綱は、令和元年

7月1日から施行するとなっております。

大変簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいま担当から、大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱の概要について説明がなされました。交付要綱を定めることについて、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

1点、確認というか、教えていただけたらと思うのですが、7ページの第2条のところですが、補助対象事業が「相談支援や交流の場」となっておりまして、「相談援助」という言葉も世間ではある中で、ここを「支援」と使われた意図を確認させていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

教育長（長谷雄二）

担当。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

今のところ相談支援ということをやられている団体等はないのですが、今、委員がおっしゃったようなその使い分けというところまでは深く考えてはおりませんでした。子どもたちの交流の場や、支援ということも必要であろうと思ひまして、このような表記にさせていただいております。

教育委員（井上寿美）

意図して支援にされたわけではない。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

そうでございます。

教育委員（井上寿美）

私は、援助にならなくて、支援でいいとは思

っているんですけれども、きっと相談を受けて、具体的にその相談内容に関して動くところまで入ってきたら、援助なのかなと考えていたので、多分、この補助対象事業では、そういう相談を受けて、もし何か具体的な動きが必要であれば、しかるべきところにつないでいくというイメージで支援にされたのではないかと思ってはいました。ですので、そのあたりのところが、範囲がどこまでであるのかというところを、明確にした上で、この要綱でというふうに思います。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

ありがとうございます。

教育長（長谷雄二）

ほか、ございませんでしょうか。

そうしましたら、ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本要綱について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第4、報告第7号、大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員